

## 【契約外医療機関の担当者の方へ】

# 産婦健康診査・1か月児健康診査費用の助成について

山形県上山市

上山市では、契約医療機関以外の医療機関で産婦健康診査・1か月児健康診査を受けられる方を対象に、健診費用の助成を実施しています。つきましては、貴院での健康診査受診の際にはご協力をどうぞよろしくお願いたします。

### 【概要】

契約医療機関以外の医療機関で産婦健康診査・1か月児健康診査を受けた場合、費用を対象者が自費で支払った後、上山市に助成金交付の申請をすることで上山市産婦健康診査・1か月児健康診査に準じた内容に限り、健診費用の一部を助成します。

### 【対象】 次の条件をすべて満たすもの

- 1 全額自己負担で受診した産婦健康診査・1か月児健康診査（保険適用外）であること
- 2 産婦健康診査・1か月児健康診査日当日に上山市に住民票があること

※対象者には上山市産婦健康診査受診票・1か月児健康診査受診票等が綴られている冊子を交付しています。

### 【手順】

#### 1 受付

- ・受診票と健康保険証の住所に間違いがないか、確認。
- ・受診票等の本人記入欄（太枠内）が全て記入されているか確認。

#### 2 産婦健康診査の実施

- ・産婦健康診査受診票に健診日、結果、医療機関名、医師名等の記入をお願いいたします。（母子健康手帳のP15（出産後の母体の経過）への結果記入でも可。）

#### 3 1か月児健康診査の実施

- ・1か月児健康診査受診票への結果記入をお願いいたします。

（母子健康手帳のP17（ビタミンK<sub>2</sub>シロップの投与）・P18（検査の記録）の記入がされているかの確認、P23（1か月児健康診査）の欄に受診日、結果、医療機関名、診察医師名等の記入だけでも可。）

**※産婦健康診査受診票・1か月児健康診査受診票等は、記入後、本人へお返してください。**

#### 4 料金徴収

- ・領収書、健診にかかる費用（自費部分）の明細が分かるものをお渡してください。

※「産婦健康診査」「1か月児健康診査」と記載されていて、受診者氏名、健診年月日、健診費用医療機関名の確認ができるもの

### 【注意事項】

受診票に記載のある健診項目の自己負担分のみが助成の対象となります。（ただし、助成負担上限額あり。産婦健康診査5,000円/1か月児健康診査6,000円）

### 【問合せ先・申請窓口】

上山市子ども子育て課 母子保健係 ☎023-672-1111（内線159・169）